

長戸地区における中核的な 地域コミュニティの設立について(お知らせ)

【平成28年3月発行】

〔編集・発行〕
長戸地区地域コミュニティ
設立準備会
会長 木村 勉
(市担当課:市民協働課)

私たちの毎日の生活においては、以前は当たり前だった地域のつながりが希薄になりつつあると共に、少子高齢化が進む中、安全・安心に暮らすために解決しなければならない様々な課題があります。これらの課題の解決には、個人や行政の対応だけでは限界があることから、地域に住む私たち住民の力が真に求められています。

現在、龍ヶ崎市では、13のコミュニティセンターを活動の拠点とする中核的な地域コミュニティの形成を主要施策の一つに位置付けており、地域で活動する各種団体などが、地域における情報や課題を共有化しながら、連携・協力する組織づくりを目指しています。

長戸地区においても、区長会をはじめ、コミュニティセンター活動推進協議会、小中学校 PTA、民生委員児童委員、交通安全協会、防犯連絡員協議会、消防団の代表者などが集まり、「長戸地区地域コミュニティ設立準備会」を設置し、地域コミュニティの設立に向けて協議を進めてまいりました。

その途中経過につきましては、長戸コミュニティセンター活動推進協議会の広報紙「輪・ながと」等にてお伝えしてまいりましたが、この度、長戸地区における中核的なコミュニティの規約や事業計画、収支予算などの案がまとまりましたので、皆様にご報告いたします。

〔長戸地区地域コミュニティ設立準備会委員〕

氏名	役職	備考(H28.3月現在)
木村 勉	会長	大塚町区長
湯原 幸男	副会長	薄倉町区長
橋詰 昌	会計	長峰町区長
海老原克夫		半田町区長
宮本 敏夫	監事	塗高区長
斎藤 英也		下塗戸区長
住吉 照之		板橋町区長
中嶋 潔	副会長	活動推進協議会長
大貫 隆司		同 副会長
大久保雅人		同 副会長
染谷 鎮世		民生委員児童委員
大貫 勉	監事	民生委員児童委員
清原 久雄		民生委員児童委員
上村 従孝		民生委員児童委員
池田 光一		交通安全協会

氏名	役職	備考(H28.3月現在)
宮内 正進		交通安全協会
小川 尚敏		交通安全協会
石嶋 幹夫		防犯連絡員協議会
飯野 光江		塗高長寿会
橋詰すみ子		みずほ会
五十嵐よし子		みずほ会
坂本 芳子		城ノ内小学校 PTA
岡澤 明子		城ノ内中学校 PTA
北澤志奈夫		保護司
大津 幸二		
横田 浩希		消防団
関野 文彦		消防団
小林 克己	会計	センター長
池田富美子		副センター長

ふるさと・ふれあい・いきいき長戸を目指して

長戸地区地域コミュニティ設立準備会 会長
長戸区長会 会長
大塚町区長 木村 勉



龍ヶ崎市が目指している中核的地域コミュニティの形成を、我が長戸地区にと検討を始め、区長会で「大宮ふるさと協議会」を視察させて頂いたのが、昨年6月のことでした。そこから、準備会を設立するための組織作りに取りかかり、勉強会などを経て昨年の10月に「長戸地区地域コミュニティ設立準備会」を発足させることになりました。これまで、区長会をはじめ、民生委員児童委員、交通安全協会、防犯連絡員、長寿会、みずほ会、小中学校PTA、保護司、消防団そしてコミュニティセンター活動推進協議会の皆様には、熱心にご検討をいただき（仮称）「長戸コミュニティ協議会」の設立に多大なるご尽力をいただきましたこと心から感謝を申し上げます。

さて、長戸地区は、年々人口が減少し平成27年4月現在で621世帯となっており、その中で65歳以上の高齢者が占める割合は、36%と市内では最も高い数値となっております。

さらに、子どもたちの人口も減少し、122年の歴史を刻んできた「長戸小学校」も平成27年3月をもって、「城ノ内小学校」との統合によりその役目を終わっております。

そのような状況の中で、この長戸地区が元気を取り戻すために何をどのように行うべきかを、地域の皆さんが一緒になって考えていくことが必要だと思います。この「長戸コミュニティ協議会」を立ち上げることによって、住民相互のつながりを深めるとともに、地域で活動する団体等が連携協力することにより、地域力をアップさせるきっかけが作れればと考えております。地域を一番知っている地域の皆さんで、我が長戸地区を元気にしていこうではありませんか。

皆様のご協力よろしくお願い申し上げます。

〔長戸地区地域コミュニティ設立準備会などでの検討経緯〕

開催日	会議名称	主な協議内容
9/5	準備会設立打合わせ	地域コミュニティ概要説明、今後のスケジュール説明
10/24	設立準備会勉強会	地域づくりの手法事例研究
10/31	第1回設立準備会	準備会会則・役員、スケジュール、協議会組織・委員数
11/14	第2回設立準備会	構成団体・組織・委員数、応援金
12/20	第3回設立準備会	部会の活動内容・予算、協議会の名称
1/16	第4回設立準備会	規約の検討、地域への報告資料検討
2/20	第5回設立準備会	規約の決定、地域への報告資料検討、設立総会の日程
3/6	第6回設立準備会	地域への報告資料決定、総会資料の検討
3/27	第7回設立準備会	(予定)

長戸コミュニティ協議会規約（案）

（名称及び事務局）

第1条 本会は、長戸コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を龍ヶ崎市長戸コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）内に置く。

（目的）

第2条 協議会は、長戸地区に居住する住民相互のつながりを深めるとともに、地域で活動する各種団体等が情報を共有し、連携協力して地域の課題解決を図ることによって、歴史と伝統のある明るく住みよい地域社会を構築することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 安全・安心なまちづくりに関すること。
- (2) 住民の健康増進及び地域福祉の推進に関すること。
- (3) 生涯学習の推進及び住民相互の交流・親睦に関すること。
- (4) 地域環境の保全に関すること。
- (5) その他協議会の目的達成に必要と認められること。

（構成）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者のうち、第2条に規定する目的に賛同する者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 長戸地区内の住民自治組織の代表者
- (2) 長戸地区内で活動する各種団体、各種委員、行政委員及び行政機関の代表者
- (3) 長戸地区内に所在する法人
- (4) 前各号に掲げる者が推薦する者で役員会の承認を得た者

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 委員長 各委員会1名
- (5) 副委員長 各委員会1名
- (6) 幹事 7名以内
- (7) 監事 2名
- (8) 事務局長 1名

2 役員は、総会において委員の互選により選出する。

（役員の仕事）

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。
- (3) 会計は、協議会の会計業務を行う。
- (4) 委員長は、第14条に規定する委員会を統括する。
- (5) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその仕事を代行する。
- (6) 幹事は、協議会の運営及び調整を行う。
- (7) 監事は、協議会の会計を監査する。
- (8) 事務局長は、第16条に規定する事務局を統括する。

（役員の任期）

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（顧問）

第8条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、協議会の運営等に関する助言及び提言を行うが、議決権は有しないものとする。

3 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

（会議）

第9条 協議会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

（総会）

第10条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、第4条に規定する委員をもって構成する。

- (1) 定期総会は、年1回開催する。
- (2) 臨時総会は、会長が必要と認めるとき又は委員の3分の2以上から請求があったときに開催する。
- 2 総会は、委員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- 3 総会の決議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 総会の議長は、会長となる。

（総会の決議事項）

第11条 総会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 役員を選出に関する事項
- (5) その他協議会の運営に関する重要な事項

（役員会）

第12条 役員会は、第5条に規定する役員をもって構成する。

- 2 役員会は、役員過半数の出席をもって成立する。
- 3 役員会の決議は、出席した役員過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 役員会の議長は、会長となる。

（役員会の決議事項）

第13条 役員会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 事業の企画及び運営に関する事項
- (3) 第4条第4号に掲げる委員の承認に関する事項
- (4) 第15条に規定する実行委員会の設置及び廃止等に関する事項
- (5) その他会長が必要と認める事項

（委員会）

第14条 第3条に規定する事業を実施するため、協議会に次の委員会を置く。

- (1) 防犯・防災委員会
 - (2) スポレク健康・福祉委員会
 - (3) 環境・文化委員会
 - (4) 広報調査委員会
- 2 委員会は、第4条に規定する委員をもって構成する。
 - 3 委員会に委員長、副委員長及び広報担当者を置く。
 - 4 委員会は、当該委員会の委員長が招集し、委員長が議長になる。
 - 5 委員会は、当該委員会に属する地域課題を解決するため、各種事業を実施する。

（実行委員会）

第15条 委員会が企画する大規模な事業を円滑に実施するため、協議会に実行委員会を置くことができる。

- 2 実行委員会の設置及び廃止等は、役員会で協議し決定する。

（事務局）

第16条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、コミュニティセンターの職員をもって構成する。
- 3 事務局は、協議会の連絡、調整及びその他の事務を行う。

（経費）

第17条 協議会の経費は、補助金その他の収入をもってこれに充てる。

（会計年度）

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（情報公開）

第19条 協議会の関係書類等は、原則として公開する。

（補則）

第20条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会の決議を経て会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成28年〇〇月〇〇日から施行する。

平成 28 年度 長戸コミュニティ協議会 収支予算(案)

収入の部

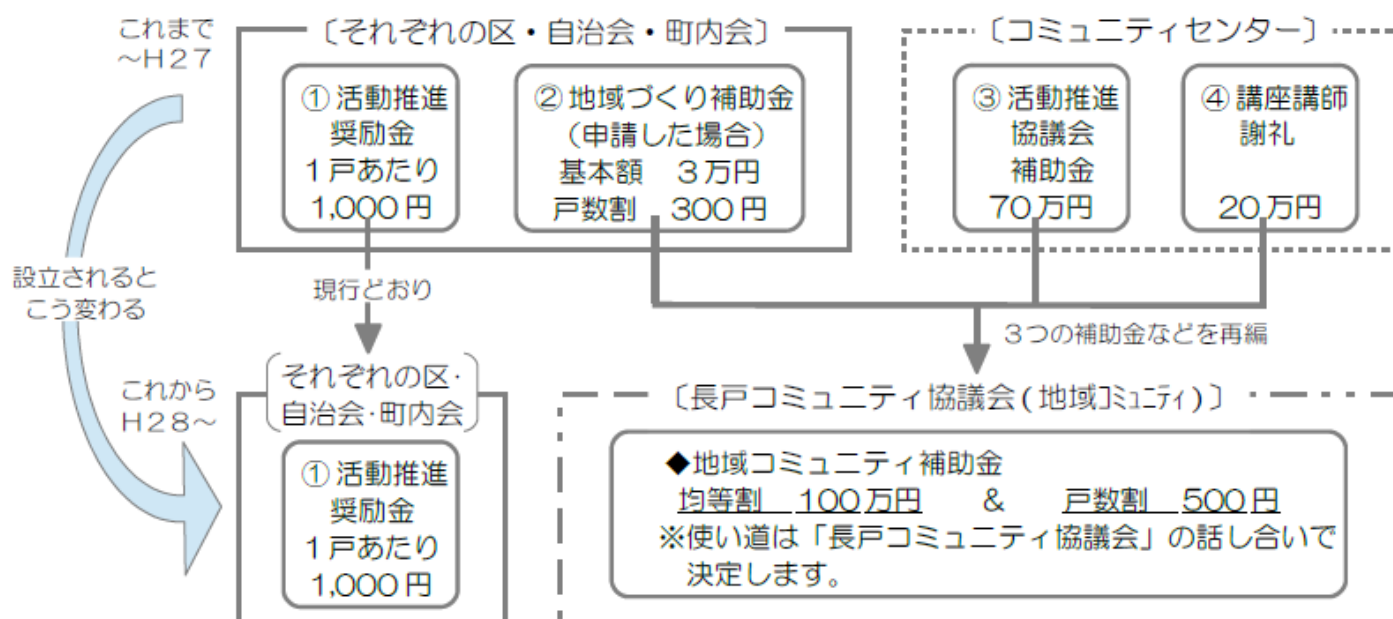
区 分	予算額	備 考
地域コミュニティ補助金	1,310,500 円	基本額 100 万円 + 戸数割 @500 × 621 戸
地域コミュニティ補助金 設立加算金	200,000 円	設立 3 年度以内で総額 500,000 円の内
地元協力金	220,000 円	平成27年度実績(1戸当たり 400 円)
雑収入	500 円	預金利子など
計	1,731,000 円	

支出の部

区 分	予算額	備 考
防犯・防災委員会	150,000 円	防犯パトロール 50,000 円 交通安全講習 50,000 円 防災訓練 50,000 円
スポレク健康・福祉委員会	680,000 円	地区大運動会 580,000 円 バス研修 50,000 円 スポーツ・レクリエーション 50,000 円
環境・文化委員会	500,000 円	コミセン祭り 250,000 円 各種講座 250,000 円
広報調査委員会	50,000 円	広報紙発行
事務局費	250,000 円	事務費 100,000 円 会議費 100,000 円 保険料 50,000 円
予備費	101,000 円	
計	1,731,000 円	

※市補助金などは、H27.4.1 現在の長戸地区の戸数に基づいて試算した額です。

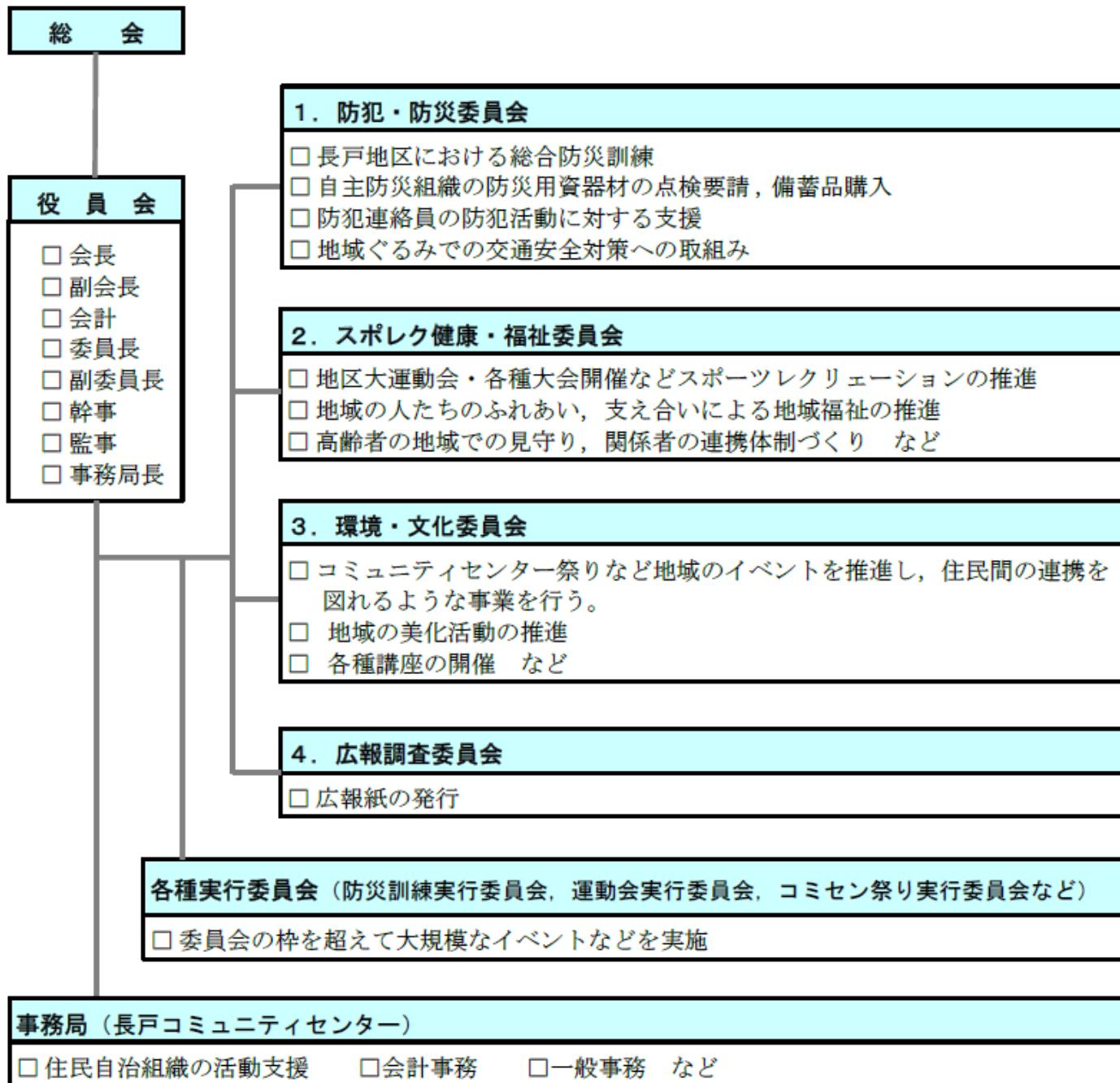
長戸コミュニティ協議会（地域コミュニティ）の設立に伴い、市から交付される補助金などの流れが変わります！



新たな組織の名称は「長戸コミュニティ協議会」 5月からスタート予定！

～ 生まれ・育ち・未来へ！ 長戸 ～をキャッチフレーズに

長戸地区における中核的な地域コミュニティ組織は、長戸コミュニティセンター活動推進協議会の組織を基に、4つの委員会を設置してスタートします。長戸コミュニティ協議会の組織図と主な活動内容を紹介します。



『平成28年度より地域担当職員が配属されます！』

長戸コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）が設立されると、協議会と龍ケ崎市が対等の立場で地域コミュニティの活動を推進する仕組みとして、龍ケ崎市役所より地域担当職員が配属されます。地域担当職員は、協議会の会合に参加し、地域の実情やニーズを把握しながら、地域と市役所関係課とのパイプ役となって、地域課題を解決するために協力や提案を行います。また、協議会が活動するために必要な行政情報を提供します。

地域担当職員は、龍ケ崎市役所の課長級職員1名がサポーター長として、課長補佐級職員1名が副サポーター長として、一般職員3名程度がサポーターとして配属されます。

なお、地域担当職員はコミュニティセンターに常駐するものではありません